

【草津市】

| | | | | | | | | | |
|------------|-----------|---|--|--|--|--|--|---|---|
| 一般基準 | | (1) 都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の景観に調和させること。 (2) 原則として表示面の下地の色は、黒および高彩度色を使用しないこと。 (3) 表示面の下地以外において高彩度色を使用する場合は、その表示部分を最小にとどめること。 (4) 蛍光または発光を伴う塗料または材料を用いないこと。 (5) 照明を伴うものにあつては、昼間においても良好な景観または風致を害しないこと。 (6) ネオンサインまたはこれに類するものにあつては、その点滅速度は努めて緩やかなものとする。 | | | | | | | |
| 個別基準 | | 禁止地域1 | 禁止地域2 | 第1種許可地域 | 第2種許可地域 | 第3種許可地域 | 都市計画道路大江霊仙寺線地区 | 東海道草津宿本陣通り景観形成重点地区 | |
| 自家用 広告物 | 許可申請 | 総面積5㎡以下は許可申請不要 | 総面積5㎡以下は許可申請不要 | 総面積10㎡以下は許可申請不要 | 総面積10㎡以下は許可申請不要 | 総面積10㎡以下は許可申請不要 | 総面積5㎡を超えるものは許可申請が必要 | 総面積10㎡を超えるものは許可申請が必要 | |
| | 総量規制 | 15㎡ | 15㎡ | — | — | — | 15㎡ | — | |
| | 色彩規制 | — | — | — | — | — | 下地の色 【0.1YR~10Y】彩度10以下 【0.1GY~10R】彩度8以下 下地以外において、以下の色を使用する場合は、広告物の面積全体の2分の1以下とする。 【R系】彩度6以上 【R系以外】彩度8以上 | 下地の色 【0.1YR~10Y】彩度6以下 【0.1GY~10R】彩度6以下 【すべて】明度3以上、9未満 下地以外において、以下の色を使用する場合は、広告物の面積全体の2分の1以下とする。 【R系】彩度6を超えるもの 【R系以外】彩度6を超えるもの 【すべて】明度3未満、9以上 | |
| | 野立 広告板 | 面積等 高さ等 | 幅4.5m以下 1.0m以下 | — 1.0m以下 | — 2.0m以下 | — 2.0m以下 | — 1.0m以下 | 幅4.5m以下 1.0m以下 | 幅4.5m以下 6m以下 |
| | 野立 広告塔 | 面積等 高さ等 | 幅4.5m以下 1.0m以下 | — 1.0m以下 | — 2.0m以下 | — 2.0m以下 | — 1.0m以下 | 幅4.5m以下 1.0m以下 | 幅4.5m以下 6m以下 |
| | 壁面 広告物 | 面積等 高さ等 | 設置壁面の面積×1/4以下 壁面からはみ出さない | 設置壁面の面積×1/3以下 壁面からはみ出さない | 設置壁面の面積×1/2以下 壁面からはみ出さない | 設置壁面の面積×1/2以下 壁面からはみ出さない | 設置壁面の面積×1/3以下 壁面からはみ出さない | 設置壁面の面積×1/4以下 壁面からはみ出さない | 1階および2階の壁面の面積×1/4以下 壁面からはみ出さない |
| | 突出 広告物 | 面積等 その他 | 突出幅： 取付壁面から1.5m以内 官民境界から1m以内 上端高さ： 取付壁面の高さを超えない 下端高さ： 【車道】4.7m以上 【歩道】2.7m以上 | 突出幅： 取付壁面から1.5m以内 官民境界から1m以内 上端高さ： 取付壁面の高さを超えない 下端高さ： 【車道】4.7m以上 【歩道】2.7m以上 | 突出幅： 取付壁面から1.5m以内 官民境界から1m以内 上端高さ： 取付壁面の高さを超えない 下端高さ： 【車道】4.7m以上 【歩道】2.7m以上 | 突出幅： 取付壁面から1.5m以内 官民境界から1m以内 上端高さ： 取付壁面の高さを超えない 下端高さ： 【車道】4.7m以上 【歩道】2.7m以上 | 突出幅： 取付壁面から1.5m以内 官民境界から1m以内 上端高さ： 取付壁面の高さを超えない 下端高さ： 【車道】4.7m以上 【歩道】2.7m以上 | 突出幅： 取付壁面から1.5m以内 官民境界から1m以内 上端高さ： 取付壁面の高さを超えない 下端高さ： 【車道】4.7m以上 【歩道】2.7m以上 | 突出幅： 取付壁面から1.5m以内 上端高さ： 取付壁面の高さを超えない |
| | 屋上 広告物 | 面積等 高さ等 | 設置を許可しない | — 設置箇所までの高さ×2/3 かつ3m以下 建物の幅をはみ出さないこと 支柱等は見えないこと | — 設置箇所までの高さ×2/3 かつ2.0m以下 建物の幅をはみ出さないこと 支柱等は見えないこと | — 設置箇所までの高さ×2/3 かつ2.0m以下 建物の幅をはみ出さないこと 支柱等は見えないこと | — 設置箇所までの高さ×2/3 かつ1.0m以下 建物の幅をはみ出さないこと 支柱等は見えないこと | 設置を許可しない | 1階の屋上に限る |

| | | 禁止地域1 | 禁止地域2 | 第1種許可地域 | 第2種許可地域 | 第3種許可地域 | 都市計画道路大江霊仙寺線地区 | 東海道草津宿本陣通り景観形成重点地区 | |
|--|------------------------------------|---|------------------------------------|--|---|--|------------------------------------|---|---|
| 非 自 家 用 廣 告 物 | 許可申請 | 設置を許可しない | 設置を許可しない | すべて許可が必要 | すべて許可が必要 | すべて許可が必要 | 設置を許可しない | 設置を許可しない | |
| | 総量規制 | — | — | — | — | — | — | — | |
| | 野立 広告板 | 面積等 | — | — | 設置を許可しない | 片面あたり30㎡以下 4.5m以下 | 片面あたり30㎡以下 4.5m以下 | — | — |
| | | 高さ等 | — | — | | | | | |
| | 野立 広告塔 | 面積等 | — | — | 設置を許可しない | 1面あたり20㎡以下、1面 の幅2m以下 | 1面あたり20㎡以下、1面 の幅2m以下 | — | — |
| | | 高さ等 | — | — | | | | | |
| | 壁面 広告物 | 面積等 | — | — | 設置壁面の面積×1/2以下 壁面からはみ出さない | 設置壁面の面積×1/2以下 壁面からはみ出さない | 設置壁面の面積×1/3以下 壁面からはみ出さない | — | — |
| | | 高さ等 | — | — | | | | | |
| | 突出 広告物 | 面積等 | — | — | 突出幅：取付壁面から1.5m以内、官民境界から1m以内 | | | — | — |
| | | その他 | — | — | 上端高さ：取付壁面の高さを超えない 下端高さ：【車道】4.7m以上【歩道】2.7m以上 | | | | |
| 屋上 広告物 | 面積等 | — | — | — | — | — | — | — | |
| | 高さ等 | — (案内図板の類でも許可し ない) | — | 設置箇所までの高さ×1/2 かつ10m以下 建物の幅をはみ出さないこと 支柱等は見えないこと | 設置箇所までの高さ×1/2 かつ10m以下 建物の幅をはみ出さないこと 支柱等は見えないこと | 設置箇所までの高さ×1/2 かつ5m以下 建物の幅をはみ出さないこと 支柱等は見えないこと | — (案内図板の類でも許可し ない) | — | |
| 電柱 広告物 | 共通 | 個数は、1柱につき巻付け1巻き、袖付け1個以内 道標、案内図板であること | | 個数は、1柱につき巻付け1巻き、袖付け1個以内 | | 個数は、1柱につき巻付け 1巻き、袖付け1個以内 道標、案内図板であること | | 個数は、1柱につき巻付け 1巻き、袖付け1個以内 道標、案内図板であること | |
| | 巻付け | 下端高さ：地上から1.2m以上 長さ：1.8m以下 | | | | | | | |
| | 袖付け | 下端高さ：【車道】4.7m以上【歩道】2.7m以上 長さ：1.5m以下 突出し幅：0.9m以下 表示面積1.2㎡以下 | | | | | | | |
| 野立広告板および 野立広告塔にか かる広告物相互 間距離 | — | — | — | 一般国道全線及び県道大津能登川長浜線から30m以上、 500m以内 → 100m以上 鉄道から100m以上500m以内 → 100m以上 | | — | — | | |
| 道 標 ・ 案 内 図 板 (*) の 類 | 許可申請 | すべて必要 | すべて必要 | すべて必要 | — | — | すべて必要 | すべて必要 | |
| | 面積 | 3㎡以下 | 5㎡以下 | 5㎡以下 | — | — | 3㎡以下 | 3㎡以下 | |
| | 高さ | 4.5m以下 | 4.5m以下 | 4.5m以下 | — | — | 4.5m以下 | 4.5m以下 | |
| | 共同掲出 | 2人以上が共同で表示する 広告物は5㎡以下 | 2人以上が共同で表示する 広告物は8㎡以下 | 2人以上が共同で表示する 広告物は8㎡以下 | — | — | 2人以上が共同で表示する 広告物は5㎡以下 | 認めない | |
| | 表示内容 | 案内内容が表示面積の4 0%以上 | 案内内容が表示面積の4 0%以上 | 案内内容が表示面積の4 0%以上 | — | — | 案内内容が表示面積の4 0%以上 | 案内内容が表示面積の4 0%以上 | |
| 同一広告主の 相互間距離 | 同一広告主が複数掲出する 場合は500m以上離すこ と。 | 同一広告主が複数掲出する 場合は500m以上離すこ と。 | 同一広告主が複数掲出する 場合は100m以上離すこ と。 | — | — | 同一広告主が複数掲出する 場合は500m以上離すこ と。 | 同一広告主が複数掲出する 場合は500m以上離すこ と。 | | |

* 道標、案内図板とは、広告表示面の40%以上が「案内内容」であるものをいう。